

分野別の目指すまちの姿

検討資料

【防災・防犯・都市づくり・住宅・交通分野】

【防災、防犯】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●自然災害の激甚化への対応

平成 23 年の東日本大震災をはじめとした地震・津波や台風・ゲリラ豪雨などの災害が頻発している。近年では、平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年台風第 19 号、令和 2 年 7 月豪雨など、災害が頻発するとともに、激甚化する傾向にある。

国は、大災害から国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、平時から大規模災害等への備えを行い、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を構築することを目指した、国土強靱化基本計画に基づいた取組みを推進するとともに、平成 27 年 3 月に第 3 回国連防災世界会議において採択された「仙台防災枠組 2015-2030」における、「事前の防災投資」や「より良い復興」等の趣旨を率先して実行している。国土強靱化基本計画のプログラムの重点化の観点から、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」、「予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策の加速」、「国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進」の各分野について、更なる加速化・深化を図ることとし、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 かに追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的に対策を講じている。（※1）

東京都においては令和 4 年に「『未来の東京』戦略 version up 2022」を策定し、近年激甚化する風水害や首都直下地震等に対応するために、DX や先端技術を活用した自然災害への効果的な対策を推進するとともに、「東京防災プラン 2021」において、想定しうる災害シナリオに対して、発災前及び発災後に具体的に行うべき取組みを示している。

また、今後、気候変動の影響により激甚化する豪雨災害や、切迫する巨大地震、世界レベルで大きな脅威となり得る感染症の発生などの未曾有の危機に対して、都民の安全・安心を確保できる強靱でサステナブルな都市を形成するために令和 4 年度中に「都市強靱化プロジェクト（仮称）」を策定し、今後 10 か年の政策目標やアクションプランを明確化する予定である。（※2）

※1:【出所】内閣官房「国土強靱化に向けた取り組みの推進」、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」

※2:【出所】東京都政策企画局「『東京の未来』戦略 version up 2022」

●犯罪発生率や傾向

犯罪情勢を測る指標のうち、刑法犯認知件数の全国の総数については、平成 15 年以降一貫して減少しており、令和 3 年は 568,148 件と前年に引き続き戦後最少を更新した。前年

比では 7.5%減少しているが、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和 2 年と比べると、減少幅は小さくなっている。

認知件数減少の内訳を見ると、官民一体となった総合的な犯罪対策の推進や防犯機器の普及その他の様々な社会情勢の変化を背景に、平成 15 年以降、総数に占める割合の大きい街頭犯罪及び侵入犯罪が一貫して減少してきている。また、罪種で見ると、総数に占める割合の大きい窃盗犯及び器物損壊等については、平成 15 年以降一貫して減少している。

他方で、重要犯罪の認知件数について見ると、令和 3 年は 8,823 件と前年比でほぼ横ばいで推移している。平成 29 年と比較すると 19.0%減少しているが、このうち略取・誘拐については、令和 3 年の認知件数は 389 件であり、前年比で 15.4%増加しているところである。

特殊詐欺については、令和元年 6 月の犯罪対策閣僚会議において決定された「オレオレ詐欺等対策プラン」に基づき各種対策を推進しているところであり、平成 30 年以降、認知件数・被害総額ともに減少してきたところ、令和 3 年中の被害額は前年比で 2.5%減少したものの、認知件数は 14,461 件と、4 年ぶりに増加に転じ、深刻な情勢が続いている。手口別の内訳では、還付金詐欺の認知件数は、前年比で 121.8%増加し、オレオレ詐欺は、前年比で 35.4%増加している一方、預貯金詐欺は前年比で 41.3%減少しているなど、犯行手口の傾向が変化している。

【出所】警察庁犯罪発生率資料「令和 3 年の犯罪情勢」

2. 市の現状と取り組み状況

○地域による共助の推進

大規模災害の被害軽減には、地域の事情に精通した自主防災組織等の活動が重要であるため、地域に対して自主防災組織結成の啓発を可能な限り行い、自主防災組織の結成に際しては、助成金及び資器材の支給を行うなど、新規結成の推進に努めた結果、令和 3 年度は 4 組織結成したが、組織の改編及び解散があり、目標値に対しては遅れが生じている。

台風第 19 号の教訓から、スマートフォン等を用いて情報収集ができることを踏まえ、各自主防災組織へ発電機・蓄電池・充電ケーブル等を配布し、地域での充電スポットを確保することで、在宅避難の支援及び地域防災力の向上に努めた。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、地域活動の希薄化が加速している。自主防災組織の結成を推進するため、自主防災組織に対する補助の要綱を見直し、時代に即した補助事業に変更するとともに新たな訓練手法の紹介等により、市民の地域活

動の活性化を図る必要がある。

また、消防団新入団員の確保が困難な地域が発生している地域において、消防団の必要性を身近に感じてもらうよう啓発する必要がある。

○防災訓練の実施・関係機関との連携

コロナ禍における地震や風水害等、自然災害の発生に備え、複数の避難所を同時開設することを想定し、2か所の避難所を同時に開設する避難所設置設営訓練を実施した。また、自主防災組織から市民と一緒に避難所の開設・運営をする際の意見を収集した。

東京都が実施する災害時図上訓練へ、重点自治体（都内2自治体）として参加することを通し、東京都、東京消防庁、警視庁、陸上自衛隊など、関係機関との連携及び役割分担を確認し、防災関係機関との情報交換の練度を向上し、市内部における組織の情報共有や連携態勢の確認を行った。

○住宅の耐震化の促進、家具転倒の予防措置

地震による死者数を減少させることを目的とした、旧耐震基準の住宅の耐震化の促進のため、耐震改修に関する啓発、セミナー、耐震診断士の派遣、耐震改修等の助成事業を実施している。

新型コロナウイルスが蔓延している環境下で、市民の在宅避難を促すため、家具転倒防止器具の購入・設置の難しい非課税の後期高齢者のみ世帯を対象に購入・設置を補助した。

○特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化

多摩市は、都の取組みに協力し、特定緊急輸送道路に指定されている沿道の対象建築物に対して、耐震化の費用助成や相談体制の充実、建築物所有者への働きかけ、情報提供を行い、耐震化を促進している

○多摩市地域防災計画の改定及び多摩市国土強靱化計画の策定

多摩市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく、地域における防災の総合的な計画で、東京都、近隣自治体、自衛隊などの防災機関が連携を図り、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する計画となっている。

東京都地域防災計画との整合性を図るとともに、平成28年に発災した熊本地震や、令和元年に多摩市へ襲来した台風第19号等の自然災害への対応から得られた教訓、また、新型コロナウイルス感染症対策への対応等を反映するため、令和4年6月に計画の修正

を行った。

また、近年増加している豪雨等による土砂災害、洪水や多摩直下地震等の巨大地震の発生が懸念されており、国土強靱化施策を着実に推進していくため、「多摩市国土強靱化地域計画」を策定した。なお、次期総合計画では、「多摩市国土強靱化地域計画」を包含していく予定である。

○多摩市安全安心ネットワークへの登録の推進

多摩市では、犯罪に関する情報をより多くの団体で共有化し、犯罪抑止に役立てることを目的とした、「多摩市安全安心ネットワーク」への団体登録を推進している。「多摩市安全安心ネットワーク」の団体登録 100 団体及び防犯情報メールの登録者 13,000 人を目標とし、多摩中央警察や多摩稲城防犯協会などと連携を図り活動しているが、「多摩市安全安心ネットワーク」の団体登録と防犯メールの登録者は増加していない。

○特殊詐欺等からの保護

全国的に件数が増加している特殊詐欺対策として、多摩中央警察と連携し、自動通話録音機の無料貸出を行い、多摩市民から被害者を出さないよう努めている。貸出を推進する取組みとして、パトロールを行いながらの移動貸出を行っている。

また、市が実施している事業を確実に高齢者等に周知するために、健康福祉部と連携を図り幅広く啓発していく。

特殊詐欺について、毎年、件数・被害額ともに減少させていることができていますが、被害は発生してしまっていることや、特殊詐欺の主な被害者となっている高齢者に対し、特殊詐欺に関する最新の手口などの情報が届けにくいなどの課題がある。

成人年齢が 18 歳に引き下げられたことに伴い、契約時の注意事項等について若者向けの啓発が急務となっている。

○防犯カメラの設置について

地域における防犯対策として防犯カメラを設置することで証拠として映像等を残せるため、犯罪捜査において有効な手段である一方、自らの映像等を撮影されたくない方に対するプライバシーの問題や、周辺を通行する方が防犯カメラに威圧感を覚えるといった問題があり、防犯カメラにはメリットとデメリットがあるため、設置については慎重な議論が必要である。地域における防犯活動、防犯カメラ設置の際の参考として、「多摩市自治会等による防犯カメラ等の設置及び運用に関するガイドライン」を策定している。

課題としては、繁華街を持たない多摩市において、防犯対策における防犯カメラの位置

づけが明確にされていないことが挙げられる。

○空き家対策の推進

近年、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、空き家等への対応が必要となっている。

現在多摩市においては、このような問題に対応するため、「空家等対策特別措置法」や「多摩市特定空家等の適正管理に関する条例」に基づき、空き家の所有者等に対して、適正管理へ向けた意識の啓発や情報提供、指導などに取り組んでいる。

毎年 20 件以上の問い合わせがある「空き家」問題に対し、所有者への丁寧な説明により、特定空き家に発展させず、解決を図っている。

3. 取り組み支える組織・活動・仕組み

自主防災組織、消防団、多摩中央警察署、多摩稲城防犯協会、多摩市安全安心ネットワーク、防犯メール

4. 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

施策	指標名	出典	現状値 2017(平成29)年度	単位	実績値				目標値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度	達成 状況
					元年度	2年度	3年度	4年度			
E1-1	①自主防災組織の組織数	防災安全課	177	組織	180	181	183		192	210	△
	②防災連絡協議会の数	防災安全課	0	組織	4	4	4		4	8	○
	③消防団員の定員充足率	防災安全課	99.0	%	91.1	91.5	88.6		100に 近づける	100に 近づける	×
E1-2	①消費者啓発のための講座実施回数	コミュニティ・生活課	29	回	17	9	12		45	45	×
	②犯罪発生件数(暦年)	防災安全課	993	件	723	568	507		980	960	○
	③特殊詐欺被害件数(暦年)	防災安全課	31	件	28	28	12		0に近づける	0に近づける	△
令和元年度			令和2年度			令和3年度					

【都市づくり・住宅・交通分野】

1 市を取り巻く環境変化（国や都の動向）

●都市計画

人口減少・高齢化が急速に進む中、特に地方都市においては、地域産業の停滞による活力の低下が叫ばれている。また、多くの地方都市では、住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散しているが、厳しい財政状況下において、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が将来的に困難になりかねない等の課題が顕在化し始めている。今後も都市を持続可能なものとしていくためには、都市の部分的な問題への対処療法では間に合わず、都市全体の観点から取組みを強力に推進していく必要がある。

東京都においても令和7年以降人口減少が始まり、令和22年には高齢化率が30%を超えるなど、人口減少・少子高齢化が危惧されており、人口密度の動向、公共交通サービスの集積状況等を踏まえ、都民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を地域の特性に応じて、拠点に再編・集約し、集約型の地域構造に転換していく取組みを始めている。

【出所】東京都都市整備局「集約型の地域構造への再編に向けた指針」

●土地利用

人口減少・超高齢社会における開発圧力の低下や土地需要の減少により、国土管理水準の低下や非効率な土地利用の増大等が懸念されており、国土の適切な利用・管理のあり方を構築していく必要が生じている。国は人口減少下における国土利用のあり方として「適切な国土管理を実現する国土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用」、「安全・安心を実現する国土利用」の3つを基本方針とし、国土の安全性を高め、持続可能で豊かな国土を形成する国土利用を目指す第五次国土利用計画全国計画を平成27年8月に改定した。また、令和2年3月には空き地・空き家等の低未利用の不動産や所有者による適正な利用・管理が期待できない管理不全の土地等の問題に対応するため、土地基本法等が、土地の適正な「利用」「管理」の確保の必要性が明示される形で改正され、それに基づき同年5月に土地基本方針が策定され、土地に関する施策を総合的に推進することとなった。

東京都では、平成29年9月に「都市づくりのグランドデザイン」を策定し、2040年代を目標年次とした目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示した。グランドデザインにおいては、2040年代の社会状況に的確に対応し、活力を持ち続けている明るい未来を展望して、多様化するライフスタイルや価値観に合わせたライフ・ワーク・バランスが実現するなどの社会変化や、自動運転、エネルギー・環境、人工知能（AI）など、様々な技術革新、インフラ整備の進展などが想定されている。

その上で、ビジネスや研究など、様々な分野でグローバルな市場を相手に活躍でき、豊かな生活を実感している様子など、2040年代に東京に住み、働き、訪れる人の活動をイメージしている。

●東京都の多摩ニュータウン再生への取組み

東京都は、魅力ある多摩ニュータウン全体の再生に向けた「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン（仮称）」を平成29年に策定し、再生に向けて地元市を技術的に支援するなど取組を促進している。また、南多摩尾根幹線の整備を推進し、早期に広域的な道路ネットワークを形成することにより、当該道路と連動した道路沿線型業務・商業用途への土地利用転換の誘導を技術支援している。都営諏訪団地では、福祉施設との合築も行いながら先行的に建替えに取り組み、都営和田・東寺方・愛宕団地についても、地元のニーズ等を踏まえながら順次建替えに着手し、令和6年度までに、その一部を竣工する予定である。

また、「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン」を平成30年に策定し、「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえた2040年代の将来像を示すとともに、その実現に向けたまちづくりの方針や都の基本的な考え方などを取りまとめている。

2. 市の現状と取組み状況

○ニュータウン再生の推進

多摩ニュータウン再生の取組みとして、平成25年に、「多摩ニュータウン再生検討会議」を設置し、まちの再生、魅力向上などについて検討を進め、平成28年3月に「多摩市ニュータウン再生方針」を策定した。

平成28年度からは、多摩ニュータウン再生の推進に向け、「多摩市ニュータウン再生推進会議」を設置し、公募市民等が加わった組織で再生に向けたプロジェクトを支援している。

令和元年度には、今後、再生がニュータウン全体に及ぶことを見据え、主要な拠点や骨格（主に再生の核となる駅周辺・近隣センター・尾根幹線沿道など）を中心にした2040年代の都市構造の考え方を示すことを目的とし、「全体計画」を策定した。

令和3年度は、多摩市ニュータウン再生推進会議を3回開催し、「尾根幹線沿道土地利用方針」及び「愛宕・貝取・豊ヶ丘地区等まちづくり計画」を検討し、素案のとりまとめを行い、令和4年度に行政計画化を図っていく。また、多摩都市モノレールの町田方面延伸やリニア中央新幹線の新駅開業を踏まえて、広域的な視点での集客を想定したまちづくりも検討していく。

多摩ニュータウン再生の取組みは、行政だけでなく市民、事業者等が主体となる取組み

であり、都市基盤を含め再生に向けて長期間の取組みになることから、市民等に対し、多摩市ニュータウン再生推進会議を中心に連携を図り、シンポジウム等による更なる情報共有を行い、機運を醸成していくことが必要である。

○計画的なまちづくりの推進

主にハード面に着目し、都市及び地域の望ましい都市像を明らかにし、都市計画として実現していくための方針として「都市計画マスタープラン」を策定しており、令和6年度改定を予定している。

都市計画道路や公園などハード面の整備計画や、用途地域や地区計画などの規制・誘導の手法に加え、実現に向けた市民参加の方向性などを示し、市民と行政との協働のまちづくりを誘導していく。

○道路橋りょうの維持・更新

多摩市の市域の約6割については、ニュータウン事業により計画的なまちづくりが進められ、道路は主に歩車道分離として整備が行われ、既存地区の道路についても、計画的に整備を進めてきた。この結果、多摩市が管理する道路の延長は、約302km（令和3年3月現在）に達し、市の面積に占める道路面積の割合を示す「道路率」は26市の中でも上位に位置している。

ニュータウン地域の道路については、昭和40年代から50年代に集中的に整備が行われ、施行者から引継ぎ後およそ35年を経過し、道路建設から40年以上が経過している。

多摩市の都市基盤は、他市と比較して質・量ともに非常に高い水準にあり、人口急増に対応するために集中的な整備を行ってきた経緯もあることから、維持・管理や改修に要する経費が大きな財政負担となっている。

大切に長く使用するという視点に立ち、利用者の安全性と満足感を確保しながら、最も費用対効果の高い維持管理及び計画的な更新・長寿命化を進めていく必要がある。

多摩市道路交通課が管理する橋梁は176橋あり、コンクリート剥落など第三者被害が懸念される橋梁や特殊な構造形式等を有する橋梁など、特性を踏まえた管理を行う必要がある。

今後、修繕・更新時期の集中、維持管理費用の増加が想定されることから、財政状況を踏まえて、長寿命化修繕工事と耐震補強工事等、各種事業の連携や修繕の優先順位をつけた計画的な管理を行う必要がある。こうした厳しい財政状況の中維持管理を持続可能なものにしていくため、「多摩市橋梁長寿命化修繕計画」を策定している。

○多摩市公園施設長寿命化計画の推進

多摩市のみどりは、多摩ニュータウン事業により新たに創出・再生されたみどりと、昔ながらの多摩丘陵の里山的風景が残っているみどりがつながりをもって成り立っている。市内には 208 の公園緑地があり、1 人当たりの市立公園の面積は 13.56 m²と 26 市中トップであり、安全・安心で快適な公園にするとともに、みどり豊かな緑地を保全していくためには、計画的に管理運営していく必要がある。

また、公園施設の老朽化に伴い、多摩市公園施設長寿命化計画に基づき特色ある公園づくりを推進している。令和 3 年度は和田・落合地区の街区公園の遊具改修や近隣公園である落合南公園の改修を進めた。

コロナ禍の厳しい財政状況を踏まえ、計画に基づく公園改修について、令和 3 年度はいったん立ち止まり、政策的なまちづくり事業である多摩中央公園改修整備、及び、公園利用にあたって支障のある遊具の劣化・損傷改修のみ行うこととした。ただ、特色のある公園づくりを推進していくためには、地域毎に求められるニーズや機能を把握することが重要であることから、市民との意見交換の場は必要である。

令和 5 年度には公園施設長寿命化計画の改定を予定しているが、単なるハード事業の計画ではなく、市民にみどりに関わってもらうための方策についても検討していく必要がある。

○下水道施設の維持・管理及び改築・更新

令和 4 年 3 月現在、都市計画決定面積は 2,019ha、事業計画面積は 2,016.9ha であり、下水道普及率は面積普及率 99.84%、人口普及率約 100%となっており、多摩市の下水道整備は、ほぼ完了している。

管路の効率的な維持管理、老朽化した管路の改築、地震対策、近年増加傾向にある集中豪雨による浸水対策等が必要となっているため、多摩市下水道プランを更新するとともに、将来に亘る持続可能かつ安心・安全な下水道サービスの提供を目的とし、膨大な施設の改築・更新を計画的に実施していくため、多摩市下水道施設長寿命化（ストックマネジメント）計画を策定している。

また、令和 2 年 4 月より庁内関係部署で組織した委員会を設置して、多摩市独自の治水対策方針の策定を進めており、内水浸水シミュレーションに基づく浸水想定区域の指定やハザードマップの更新、下水道雨水施設の整備方針やその他、庁内関係部署及び市民等と協力して推進すべきハード・ソフト対策の方針策定に取り組んでいる。

既存の地震対策計画について、下水道施設における耐震化事業の更なる進捗を図るた

め改定を行い、管渠の耐震化やマンホールの浮上防止、マンホールトイレの設置等を実施していく。

○交通安全教室の実施

交通ルールを順守する重要性の啓発のため、交通安全教室を実施している。

出前交通安全教室の参加人数は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から前年度に利用が控えられていた交通公園での交通安全教室へのシフトが見られたため、2,190 人に留まったものの、交通安全教室全体に係る参加人数については、前年度の 5,865 人を若干上回る 6,079 人となり、新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復傾向が若干ながら見られるようになったものの、新型コロナウイルス感染症への不安感が払拭されていない中では、新型コロナウイルス感染症が拡大する前のような状況に戻るには時間がかかることが想定される。社会状況等の動向にも目を配りながら、必要に応じて調整・検討し、関係団体と引き続き協力して交通安全教育を進めていく。

○街路樹

多摩市の街路樹の多くはニュータウン開発に伴い植栽されたもので、街路と遊歩道合わせて 15,161 本の街路樹がある（令和 4 年 4 月時点）。年月が経ち、大径木化、高木化が進行し、交通安全上、生育上、景観上の課題を誘発しているため、メリハリをつけた管理を行い、健全な街路樹空間をつくることを目的とし「多摩市街路樹よくなるプラン改定版」を策定し、管理を行っている。

○街路灯の LED 化

平成 25 年度に街路灯の LED 化方針を決定し、街路灯の LED 化を進めてきた。平成 29 年度には、一括 LED 化して省エネ・省コスト化を図ることを目的とした ESCO 事業により、適正な照度により夜間の安全・安心な道路空間を確保するとともに、電気料金や修繕費等のコスト縮減、CO2 排出量を削減した。令和 3 年度の実績としては、10,825 基のうち 10,275 基（95%）を LED 化している。

平成 30 年度から取り組んでいる、ESCO 事業対象外のナトリウム灯の LED 化を、計画的に実施していく必要がある。

○人にやさしい道づくりの推進

人にやさしい道づくりの推進としてユニバーサルデザインブロックを、幹線道路や舗装打換え工事に併せて設置している。全体としては 49 km 設置する計画であり、令和 17

年度の完成を目指している。令和３年度は計 15 か所において延長 759m整備した。当初の計画通りに設置することができ、利用者の利便性が向上したものと捉えている。ユニバーサルデザインブロックは、従前のブロックより段差が少なく、車いすやベビーカー等の利便性が向上するが、視覚障がい者には段差が分かりにくくなるため、点字ブロックとの併用を検討する必要がある。

平成 28 年に施行された「無電柱化の推進に関する法律」に基づき、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業」を活用して市道の無電柱化を進めている。無電柱化の推進にあたっては、令和 2 年に「多摩市無電柱化推進計画」を策定し、明神橋通りを「優先的に無電柱化を整備していく路線」として位置づけ、令和 5 年度より無電柱化工事を実施する。

○広域交通網の整備促進

多摩都市モノレールの町田方面延伸については、令和 3 年 12 月に東京都の「多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会」においてルート案が選定された。需要の創出に資するまちづくりの深度化を図り、事業性や収支採算性等の更なる精査を進めるため、町田市と沿線まちづくり構想の策定が必要となる。

小田急多摩線の町田、相模原方面延伸に向け、沿線自治体、学識経験者、鉄道事業者、東京都、神奈川県等で構成される「小田急多摩線延伸に関する関係者会議」において収支採算性等の課題の解決に向けた検討を実施している。

○地域公共交通網の再構築

多摩市では、交通施策を総合的・計画的に進めていくことを目的に、地域公共交通網形成計画にあたる「多摩市交通マスタープラン」を平成 30 年 3 月に策定し、事業計画として位置付けられる「市内公共交通網の再編と交通不便地域の解消」を実行するための具体的な計画として、多摩市地域公共交通再編実施計画を令和元年に策定した。

多摩市地域公共交通再編実施計画に基づく実証実験事業を、市内の 2 地区において行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、公共交通機関の利用者が減少している状況等を踏まえ、事業の効果検証を十分に行うことが出来ないため、実施を延期している。

○居住支援協議会

居住支援協議会総会及び不動産事業者・オーナーへの普及啓発のための居住支援セミナーを実施、普及啓発パンフレットの作成等を行った。また、お部屋探しサポート協力店

制度を令和3年度から開始し、9店舗が登録した。

コロナ禍の影響から収入が不安定となった方など、住宅確保要配慮者に対する支援を強化するため、生活困窮者自立支援の相談窓口と連携し設置した「多摩市居住支援相談窓口」において、継続した支援を実施した。令和3年度は、67名の相談者に対し、34件の住居確保、確保率50.7%であった。

住宅確保要配慮者の居住支援に有効で具体的な方策、不動産事業者・オーナーが安心して居住支援に積極的に取り組める仕組みの検討を進めるなど、住宅セーフティネット制度のさらなる充実を図る。

東京都と都営住宅の建替えに向けた協議を継続的に実施するとともに公的賃貸住宅の再生に向けて、公的賃貸住宅事業者との連携強化に努める。

3. 取り組み支える組織・活動・仕組み

多摩市ニュータウン再生推進会議、公園緑地・道路を管理するボランティア、多摩都市モノレール町田方面延伸ルート検討委員会、多摩都市モノレール町田方面延伸沿線まちづくり検討会、小田急多摩線延伸に関する関係者会議

4. 第五次総合計画第3期基本計画における指標の状況

施策	指標名	出典	現状値 2017(平成29)年度	単位	実績値				目標値 2022(令和4)年度	目標値 2028(令和10)年度	達成 状況
					元年度	2年度	3年度	4年度			
E2-1	①地区計画の地区整備計画面積	都市計画課	412	ha	412	412	412		417	455	×
E2-2	②定期点検で機能が良好に保全されていると評価された橋梁の割合	道路交通課	54.0	%	64.0	76.0	86.5		70.0	80.0	○
	③多摩市公園施設長寿命化計画に基づく公園更新地区数	公園緑地課	—	地区	1	3	3		5	19	△
E2-3	①ユニバーサルデザインブロック設置路線延長割合	道路交通課	42.0	%	49.0	51.9	53.4		55.0	75.0	△
	②街路灯のLED化率	道路交通課	89.0	%	92.0	93.0	94.0		96.0	100	△
	③出前交通安全教室指導人数	道路交通課	2,162	人	3,177	3,830	2,190		2017年度の2.5%増	2017年度の5.0%増	△
E2-4	①多摩市4駅周辺地域放置自転車及びバイクの調査台数の割合	多摩市放置自転車等台数調査(自転車及びバイクの調査台数の合計) (道路交通課)	157	台	165	115	96		0に近づける	0に近づける	△
	②「交通の便」の感想について、「良い」「どちらかといえば良い」と回答した市民の割合	多摩市政世論調査(道路交通課)	70.9	%	74.4	—	79.4		80.0	90.0	△
E2-5	①住宅アドバイザー派遣制度利用数(年間)	都市計画課	8	管理組合	11	5	6		15	15	×
	②優良建築物等整備事業利用数(累計)	都市計画課	—	回	13	8	8		20	20	×
	③隣居・近居促進事業の利用数(累計)	都市計画課	—	世帯	0	1	3		4	10	△
令和元年度			令和2年度				令和3年度				